⑭　申請書・詳細技術資料の留意事項　競争参加資格の審査において、申請書・詳細技術資料の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書・詳細技術資料の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

なお、申請書に対する詳細技術資料の取扱いについては以下のとおりとし、④の場合については、競争参加資格を認めない。

ａ・・・申請書に関わる「簡易技術資料」による評価点

ｂ・・・「詳細技術資料」において、発注者が確認した評価点

・競争参加資格有りとなる場合

①　ａ＜ｂ

②　ａ＝ｂ

③　ａ＞ｂ

（※ｂが一次選抜者の最下位の点数以上の場合）

・競争参加資格無しとなる場合

④　ａ＞ｂ

（※ｂが一次選抜者の最下位の点数未満の場合）

⑮　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものである。

⑯　本公告文の各項目及び、工事の入札に関する詳細は、入札説明書による。

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書等の交付期間　令和６年10月30日から令和６年12月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下、「休日」という。）を除く。）

②　申請書の受付期間（申請書及び簡易技術資料）　令和６年10月31日から令和６年11月14日までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

ただし、最終日は正午までとする。

③　競争参加資格の通知及び一次審査に係わる結果通知　令和６年11月21日まで

④　詳細技術資料・技術提案書等及び入札書の受付期間（二次審査）　令和６年12月24日10時から令和６年12月25日12時まで（休日を除く）

⑤　二次審査に係わる技術提案書等の採否通知及び競争参加資格が無い場合の通知　令和７年１月30日まで

⑥　開札日時　令和７年２月12日10時00分

⑦　入札保証金の納付等の受付期間　令和６年11月22日から令和７年２月10日までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

ただし、最終日は正午までとする。〔利付国債の提供の場合は令和７年１月28日まで〕

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SATO HISANOBU Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tadehara Bridge, Route 139 High-way

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 (noon) 14 November 2024

⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 24 December 2024 to 12 : 00 (noon) 25 December 2024 (tenders submitted by E-mail From 10 : 00 A.M. 24 December 2024 to 12 : 00 (noon) 25 December 2024)

⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年10月30日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社関西支社

支社長　安達　雅人

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第 33 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　阪和自動車道　和泉高架橋他３橋耐震補強工事（不落札協議対象）

⑶　工事場所

自）堺市南区和田

至）大阪府和泉市唐国町

⑷　工事内容　本工事は、阪和自動車道の石津川橋、池田下橋、和泉高架橋、唐国高架橋の耐震補強を行う工事である。

⑸　工事概算数量　橋脚補強（ＲＣ巻立）　26基、橋脚補強（炭素繊維巻立）　９基、橋脚補強（鋼板巻立）　８基、落橋防止構造　16箇所、縁端拡幅　13箇所、上揚力対策　４箇所、橋脚補強（アラミド繊維巻立）　２基、ＲＣ＋炭素繊維巻立て　３基、ＲＣ＋アラミド繊維巻立て　６基

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,500日間

⑺　使用する主要な資機材

コンクリート　約1310㎥

鉄筋　約290ｔ

鋼材　約260ｔ

⑻　落札方式　総合評価落札方式（施工計画提案型（標準型））

⑼　契約金額の約定方法　総価単価契約

⑽　単価表の提出　必要

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者は、本件競争に参加することができる。

⑴　審査基準日（下記３⑶に示す申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）」第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時において、「令和５・６年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格」のうち、以下の全ての条件に該当すること。

ただし、「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、「工事等競争参加資格登録の特例を定める要領（平成21年要領第41号）」に基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けて、当該再認定において以下の全ての条件に該当すること。

①　単体で参加する場合　「土木工事」の資格を有し、かつ、当該資格における客観的事項に係る点数（経営事項評価点数）が1,250点以上である者

②　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）で参加する場合　「土木工事」の資格を有し、かつ、当該資格における客観的事項に係る点数が1,250点以上である２者で構成された共同企業体。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、協業組合及び事業協同組合は、特定ＪＶの構成員となれないものとする。

⑶　審査基準日において、平成21年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。

①　単体、特定ＪＶの代表者及び代表者以外の構成員の場合

次の施工実績を有すること。

既設橋梁において橋脚補強を含む耐震補強、又は新設橋梁の下部工（コンクリート橋台又はコンクリート橋脚）の施工を実施した工事。

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員の場合

次の施工実績を有すること。

既設橋梁において耐震補強、又は新設橋梁の下部工（コンクリート橋台又はコンクリート橋脚）の施工を実施した工事。

※特定ＪＶの代表者以外の構成員については、①若しくは②に掲げるいずれかの施工実績を有すること

【注意事項】

○次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する場合は、施工実績として認めない。

Ⅰ）西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団含む）が発注した工事で、評定点合計が65点未満のもの

Ⅱ）「国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」第２条第１項の政令で定める法人が発注した工事であって、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないもの